

令和6年度試行「県営住宅畳修繕業者」
募集のご案内

【令和6年度の変更点について】

1. 最低制限価格(単価)を設けました。

- ・申込時に同封して頂く「畳修繕単価見積書」に対して適用します。
- ・最低制限価格(単価)は、埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領を基に決定します。

2. 新たに調整率を設定することになりました。

- ・調整率は、申し込み時の畳修繕単価の見積額と予定価格(単価)との比率により決定します。
- ・調整率は、各退去修繕見積りの工事価格に対して適用します。

詳細は「募集のご案内」のP.5「7 契約方法」、
P.11「参考資料」を参照ください。

3. 養生カーテン設置を畳修繕に追加しました。

- ・畳の日焼け防止のための養生カーテン設置を畳修繕業者で設置することになりました。

4. 畳取替項目に標仕D種を追加しました。

お問い合わせ先	埼玉県住宅供給公社 技術部公営住宅技術課 (担当: 細田・浅井)
TEL	048-829-0081 (直通)
FAX	048-825-1824
Email	kj-gijitsu@saijk.or.jp